

行政に関わるくらしの無料相談会&無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

◆行政に関わるくらしの無料相談会

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

相談のある方は、事前に予約してください。

■日時 8月15日(土)

9時30分～12時

■場所 役場3階

303会議室

■申込み

北海道行政書士会
室蘭支部 (担当
後藤 ☎76-353

8) / 住民課住民・
戸籍年金グループ
(☎74-3002)

■主催

北海道行政書士会
室蘭支部

■無料法律相談会

金銭、相続、夫婦間、交通
事故、消費者問題のトラブル
などの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに事
前予約してください。

■日時

① 8月20日(木)

② 9月3日(木)

13時30分～15時

■場所

① 虹田ふれ合いセ
ンター

② 洞爺総合センタ

■担当

① 阿部洋介弁護士
(北海道みらい法律
事務所)

② 林 正樹弁護士
(伊達噴火湾法律事
務所)



毒蛾 (ドクガ) に気を付けて

■問合せ

環境課環境推進グループ
☎0142-74-3006

今年、町内各地で毒蛾(ドクガ)の幼虫が大量発生しています。

ドクガの幼虫は、毒針毛(ドクシンモウ)と呼ばれる毛で覆われており、その毛が皮膚に触れると、激しいかゆみや皮膚炎を起こし、数週間症状が続くこともあるようです。

この毒針毛は、成虫(蛾)になっても羽根に付着させ、産卵するときにも毒針毛を卵の周囲に張り巡らせているため、注意が必要です。

※毒針毛は、直接触れなくても風で飛ばされて肌に触れたり、知らないうちに衣服に付着し、衣服の上からでも刺さることがあります。

■被害防止対策について

ドクガの被害にあわないために、次の点に気を付けてください。

- ① 毒針毛は、風に乗って飛ぶことがあるため、なるべく肌の露出が少ない服装を心掛ける。
- ② むやみに草の茂っている場所には立ち入らない。
- ③ 日頃から所有地内の草刈りなどを行い、ドクガの餌や生息場所をなくすため、環境の維持管理に努める。
- ④ 近くでドクガが確認されている場合は、外で洗濯物を干すのは控える。

■ドクガの毒針毛に触れた場合の措置

万が一、ドクガの毒針毛に触れ被害にあった場合は、次の点に注意してください。

- ① 毒針毛に触れた部位はこすらずに、まだ皮膚に刺さっていない毒針毛を取り去るため、患部にガムテープなどを静かにあてて引きはがす。
- ② 被害部位に石けんや洗剤を泡立て、流水でやさしく洗い流す。

③ もしこすってしまった場合は、その手で顔や体など、他の部位に触れない。

④ 着ていた衣類に毒針毛が付着している場合があるので、すぐに着替えて洗濯する。洗濯が不十分な場合、針が残った衣服を着用することにより皮膚炎が再発する場合もあるようです。

⑤ 症状がひどい場合は、早めに医療機関に相談してください。

■駆除方法について

ドクガの駆除を行う場合は、次の点に注意して作業してください。

- ① 駆除を行う場合は、肌が露出しない服装(雨ガッパ、帽子、ゴーグル、ゴム手袋、長靴など)を着用の上作業を行う。
- ② 薬剤を用いて駆除を行う場合は、毛虫用の薬剤が市販されていますが、スプレータイプは毒針毛を飛ばしてしまうので、注意が必要です。
- ③ 幼虫が群生している枝を見つけた場合は、葉や枝ごと除去する。
- ④ 除去した幼虫、葉や枝は、燃えるゴミとして、ごみ袋に入れて処分する。
- ⑤ ドクガの死骸にも毒針毛は残っており、風により毒針毛が飛散する可能性があるため、死骸も放置せずにビニール袋などで捕まえて、燃えるゴミとして処理する。



① ドクガの幼虫



② ドクガの成虫

◆公園や町道等の公共施設については、役場で駆除の対応を行っていますので、環境課まで問合せください。